

中国深セン

深セン市羅湖区
深南東路5002号
地主商業センター12階1203-06室
電話: +86 755 8268 4480

中国上海

上海市徐匯区
斜土路2899甲号
光啓文化広場B号棟6階603室
電話: +86 21 6439 4114

中国北京

北京市東城区
灯市口大街33号
国中商業ビル3階303室
電話: +86 10 6210 1890

台湾台北

台北市大安区忠孝東路
四段142号3階-3
郵便番号: 10688
電話: +886 2 2711 1324

シンガポール

セシルストリート138号
セシル・コート13階1302室
郵便番号: 069538
電話: +65 6438 0116

米国ニューヨーク

ニューヨーク州ニューヨーク市
キャナルストリート202号3階303室
郵便番号: 10013
電話: +1 646 850 5888

米国連邦相続税

米国連邦相続税は、特定の受益者が取得した分だけでなく、死者の死後の課税遺産に適用されるかもしれません。課税遺産は、遺産総額から控除できる控除額を引いたものです。

遺産総額は、死者が死亡したときに保有する一部又は全部の所有権があるすべての財産(米国外の不動産を含む)の価値を含みます。遺産総額はまた次の内容を含みます。

- (1) 死者に支払うべき、または死者が当該保険をかけるのでその相続人に支払う生命保険の収益
- (2) 死者又は死者の相続人に支払うべきある年金の価値
- (3) 死者が亡くなる前3年以内に譲渡したある財産の価値
- (4) 死者の一生の中で行ったある譲渡(これらの譲渡は十分かつ全部の金銭又は同等の交換価値を支払っていない)
- (5) 死者が保有する一般任命権のある財産
- (6) 生き残った配偶者の遺産権益(又は法定遺産)
- (7) 適用される法律の規定に基づいて死者の権利を上限とした共有財産部分

課税遺産を確定するために、控除できる控除額は次を含みます。

- (1) 遺産から支払った葬儀費用
- (2) 死者が亡くなるときの債務
- (3) 配偶者控除額(一般的には、死者から生き残った配偶者に移される財産の価値を指す)
- (4) 寄附金控除額(一般的には米国、任意の州、州の政治部門、コロンビア特別区又は適格慈善機構に移され、かつ慈善に使う死者の財産の価値を指す)
- (5) 州相続税控除額(一般的には、死者が亡くなった後に任意の州又はコロンビア特別区に支払う相続税・遺産税を指す)

遺産総額、任意の調整後課税贈与および特定の贈与の免除額を合算した金額は、免除額を超えた場合、相続税申告書を提出しなければなりません。免除額は通常、申告要求に等しいです。2019年の免除額は11,400,000ドルです。

相続税申告書及び相続税の申告・納付は、死者が亡くなった日から9カ月以内に行われる必要があります。Form 4768(米国相続税の申告・納付期限の延長を申請する申告書)を使用することで申告・納付期限が自動的に6カ月延長されることを申請できます。

条例第 6651 条によると、時間通りに相続税申告書を提出しない、あるいは税金を納付しない場合、合理的な遅延理由がなければ、罰金が科されます。申告者は合理的な原因があったので相続税申告書を時間通りに提出できないことを証明できれば、罰金が科されません。当該条例は意図的に税金を逃れることにより発生する罰金も規定しています。

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: info@kaizencpa.com,

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com

KAIZEN 啓源